

事 務 連 絡

令和 4 年 1 1 月 1 7 日

事 業 主 様

名古屋薬業健康保険組合

年末年始の事務取扱いについて

今年も残すところあと僅かとなり、何かとご多用のことと拝察いたします。

日頃は、健康保険組合の事業運営につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて例年のことながら、年末年始の事務取扱いについて下記のとおりといたしたく存じますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

記

1. 12月29日（木）から1月3日（火）まで年末年始の休み

1. 1月4日（水）から平常業務

保険給付金等の支払いにつきましては、12月15日（木）までに事務処理したものを年内にお支払いします。

また、賞与等の支払いがありましたら、5日以内に賞与支払届をご提出くださいますようお願いいたします。